

令和 5 年度 第 2 回岩美町国民健康保険運営協議会 議事概要

開催年月日	令和 6 年 2 月 8 日 (木)
開催場所	岩美町役場 2 階 ミーティング室
出席委員	村上委員 船木委員 森田委員 橋本委員 尾崎委員 澤井委員 (会長) 西浦委員 中島委員
欠席委員	藤田委員 奥田委員 永美委員 岡田委員
職務出席者	飯野住民生活課長、鈴木税務課長、居組健康長寿課長、広富保険係長
開会	午後 4 時 00 分
記録	広富保険係長
審議事項	① 令和 5 年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について
	② 令和 6 年度岩美町国民健康保険事業概要について
	③ 令和 6 年度岩美町国民健康保険特別会計予算 (案)
	④ 令和 6 年度岩美町国民健康保険税 (案) について
	⑤ 令和 6 年度岩美町国民健康保険事業計画 (案) について
	⑥ 岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況について
	⑦ 岩美町国民健康保険保健事業実施計画について
報告事項	国民健康保険被保険者の資格喪失等に係る不適切な事務処理について
	その他
審議の経過	
事務局	(あいさつ)
会長	(あいさつ)
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>当日の配布資料はございませんが、事前に送付をさせていただいております令和 5 年度第 2 回の本日の協議会日程とおもてにある資料と、岩美町国民健康保険保健事業実施計画・データヘルス計画、この 2 冊が本日の資料ということでございます。お手元にご覧いただけますでしょうか。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきましては、会長が議長となることになっております。以降の進行は澤井会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	それでは、日程に従いまして議事を進行してまいります。議事録署名委員は、順番としておりますので、事務局のほうで発表、よろしくお願いいたします。
事務局	議事録署名委員でございますが、順番でいきますと西浦委員さんと中島委員さんということになります。
会長	<p>では、ただいま課長のほうからお話がありましたように、西浦委員さん、中島委員さんをご指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>その他報告事項も含めて 9 項目ありますが、1 番目の令和 5 年度岩美町国民健康保険会</p>

	<p>計決算見込みについてから 4 番目の令和 6 年度岩美町健康保険税案ついてまでは、いずれも関連が深いことから一括して説明していただいて、そこら質疑を受けてまいりたいと思います。</p> <p>それでは事務局より説明のほうよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>①令和 5 年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について</p> <p>②令和 6 年度岩美町国民健康保険事業概要について</p> <p>③令和 6 年度岩美町国民健康保険特別会計予算（案）</p> <p>④令和 6 年度岩美町国民健康保険税（案）について</p> <p>（資料に基づいて説明）</p>
会長	<p>はい。事務局より説明が終わりました。皆さんからの質問をお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。何しろ大きな数字がいっぱい並んでます。</p> <p>いかがですか。特にないようですね。</p> <p>それでは質疑なし、ということで、それでは引き続き、協議事項 5 番から 7 番まで、5 番の令和 6 年度岩美町国民健康保険事業計画案、それから 7 番目の岩美町国民健康保険事業実施計画について、関連があるようですので、一括して説明していただき質疑を受けたいと思います。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>⑤令和 6 年度岩美町国民健康保険事業計画（案）について</p> <p>⑥岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況について</p> <p>⑦岩美町国民健康保険保健事業実施計画について</p> <p>（資料に基づいて説明）</p>
会長	<p>そうしましたら協議事項の 5 番から 7 番まで事務局のほうより説明がありました。</p> <p>また改めて 1 項目から 7 項目までの質疑応答を受けたいと思っておりますが、今説明のあった協議事項 5 から 7 項目までこれに対して皆さんのご質問を受けたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>すみません。15 ページです。</p> <p>岩美町は県の平均と比べると、診療日数の伸びが少ない割には入院費がすごい多いですけど、これは我慢して重症化して入院する人が多いということなんではないでしょうか。特定健診の受診率は県内でも 5 番目に高いですけどのね。</p> <p>入院する人がすごい多いでしょう。</p>
事務局	<p>入院している人は、どの辺をみて多いというふうにおっしゃっておられるのでしょうか。</p>
委員	<p>下のところを見て。</p> <p>県平均に比べて岩美町は伸び率が高いということは、お医者さんに日常の通院でなくて入院する人が多いってことですよ。</p>
事務局	<p>医療費自体が 5.9%ほど上がっているんで、入院日数も同じぐらい上がるのが予想されるんですけども、外来にかかる人はそれほど増えていないので、そこから推測して入院をされる人が増えているのかなというところです。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>

委員	はい。
事務局	今会長さんから教えていただいたのですが、皆さんにお配りしているデータヘルス計画の案があるんですけど、この6ページ目のところですね。真ん中に医療費およびレセプト件数というのが出ておまして、右側に件数が令和2年から令和4年まで挙がっていて、入院のところはほぼ横ばいですけども、外来の数字が減っているというのが出ています。
会長	他よろしいですか。 それでは、全体を通しまして、協議事項が1番から7番までございますので、一つずつ承認・挙手をお願いしたいと思います。 まず先ほど申し上げた令和5年度の岩美町国民健康保険特別会計決算見込について承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 2番目の令和6年度岩美町国民健康保険事業概要について、これについても承認を求めたいと思います。承認されるかたは挙手をお願いしたいと思います。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 3点目、令和6年度岩美町国民健康保険特別会計予算案について、これも承認されるかたは挙手をお願いしたいと思います。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 4点目、令和6年度の岩美町国民健康保険税案について、これについても承認を求めます。承認されるかたは挙手をお願いします。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 5点目、令和6年度岩美町国民健康保険事業計画案について、承認されるかたは同じく挙手をお願いしたいと思います。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 6番目、岩美町国民健康保険事業計画の進捗状況について、これについても承認されるかたは挙手をお願いしたいと思います。
委員	(挙手)
会長	はい。ありがとうございます。 最後になりますが、7番目の岩美町国民健康保険事業実施計画について、承認されるかたは挙手をお願いしたいと思います。
委員	(挙手)

会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>全員挙手、承認されたものとみなします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、報告事項で、国民健康保険被保険者の資格喪失等に関わる不適切な事務処理についてでございます。</p> <p>事務局より報告・説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>国民健康保険被保険者の資格喪失等に係る不適切な事務処理について (資料に基づいて説明)</p>
会長	<p>はい。とりあえず、課長のほうから、事態の発生についての説明がございました。</p> <p>ただ、大切なことは、今後こういうことが発生しないようにどう対応していくかというのが大事だろうと思っておりますが、それに対して課長はどう思われますか。</p>
事務局	<p>はい。おっしゃるとおりです。この資格喪失後の受診の事務につきましては、令和5年度から国保連合会に委託しております。この事務自体はもう、こういった事態は起こらないというふうに考えておりますけども、おっしゃられるようにこの事務に限らず、適正な事務処理というのには、当然課全体として、今回の件は事務担当者同士の引き継ぎの部分から始まったことですので、そういったことが起こらないようにということで、気を引き締めて、今後の事務に当たってまいりたいというふうに思っております。</p>
会長	<p>皆さんの方からも、皆さんの税金のことですから、そこに損失を発生させたってことですのでね。皆さんからぜひ聞きたいことがあれば、聞いていただければと思います。</p>
委員	<p>すみません。病院として、患者さんから保険証を見せてもらって、国保として処理して、病院がそれを保険者にあげると思うんですけどそこで、病院がまず間違えたってことなんですか。</p> <p>本当は社保に移ってたのに、その人の処理を病院が国保として。</p>
委員	<p>ごめんなさいちょっと聞きにくくて。喋るときに、あのマスクでね、こもってしまっちょっと聞きにくい箇所があつて。ちょっと大きな声で話してください。ごめんなさい、私だけかもしれない。すみません。</p>
委員	<p>例えば、他の医療機関もあるんでしょうけど、岩美病院が患者さんの事務処理するときに、本来だったら社保に変わってるのに、それを国保として扱って、あげてしまったということですか。それに町の職員のかたが気が付かなかったということですか。</p>
事務局	<p>基本的には、社会保険の手続きをされてても、保険証が届くまでの間は国保の保険証を持っておられると思います。国保の保険証のまだ有効期限があるものを、本人さん持っておられて、その本人さんが国保の保険証で受診されるので、病院さんとしては、保険証の確認したときは、正しい保険証という認識で処理されると思いますので、そういったことはどうしても起こりうる。遡って資格喪失とかもありますし、事務処理上そういったことは起こりうることなんですけども、病院さんは、正しい保険証を見ておるとい認識なので、ですのでそのレセプトの返戻も受けませんっていうところも、医療機関さんによってはあります。</p>
会長	<p>尾崎院長のところは、病院のミスでありませぬので。</p>

委員	本来だったら役場の事務のかたがしなくちゃいけない処理ができてなかったっていうことでよろしいですか。
事務局	システム上、資格喪失後に受診されてますということが上がってきて、それを月々、本来処理すべきなんですけども、レセプトをお返ししたりとか、保険者間で調整したりとかっていうことを町のほうで怠っていたという。発生しうる事案なんですけども、その事務の処理をしていなかったということです。
委員	すみません、いいですか。時効を過ぎた 200 万余りのこれは、役場が負担しないといけませんよね。もう個人には請求できないから。だから、我々町民の税金から払うってことなんです。
事務局	ちょっと補足ですけども、国保の会計として今 200 万の損失があるというような状況がまず一つあります。 これ税金なんですけども、この 3 月の補正、議会の予算の中で、その国保が損失した分については一般会計という別の会計から繰入をしていただくように、国保としてはするんですけども、結局一般会計は税金の部分ですので、おっしゃられる通りです。 町としても請求権を放棄するという。
会長	皆さんの税金です。 部署として、もしくは町として、担当者はもとよりね、チェック機能が働かないと、こういうことは再発すると思いますから。ただ担当者に溜めないようにせよとか、精神論では前に進まないと思いますから、ぜひそういう怠りがあったとしてもチェックできる機能を、町としても果たしていただければと思います。多分皆さんもそう思われると思います。皆さんの税金から、一般会計といえども持っていかれるわけですから。それと併せて新聞にもありましたように、町としても、町長自らが給与カットとかペナルティもされるようです。 その他何かご質問ありますか。はいどうぞ。
委員	すみません。今後もこれ、ありえますよね。出てくる可能性はありますよね。ないとは言いきれないですよ。
会長	ありますよね。
事務局	この事務処理自体は必ず出てきます。
委員	結局、保険者同士でこうするってことでしょ、請求を。そしたら、多分、これからもあり得ることですよ。 一つの方法として、今後どうするのか。やっぱり今までの方法でやるのか、それとも喪失届をして何か月後に、国保でかかって、あなたは健保でかからなきゃいいのに国保でかかっていて 7 割分を国保が負担してますから、返してくださいと。で、その証明書だけを発行して、あなたが会社のほうなり、健康保険組合のほうに請求してくださいっていう方法は、取れないものですか。 この時効の分はね、この 2 年のは駄目なんだろうけど、今後もありえますが。
事務局	今は国保連合会に、これまで職員がしていた事務を業務委託して、5 年度からはしてい

	ます。
委員	でも国保連合会がしても、やっぱり出てくる。全然ない、ゼロとは言い切れないでしょ。それは国保連が責任をもってしてくれるんですか。
会長	チェック機能が働くということ。今後はね。そこら辺を逃していたから、誰も気がつかずに4年間放置されとったっていうのが現状だったと思います。
委員	全然してないってことはなかったとは思いますがね。
事務局	全くしていませんでした。
委員	してないですか。
会長	それが大きな不適正事項でね。チェック機能が働いていない。
委員	ということは以前もあつたってことですか。
事務局	平成30年度までは適正に処理してたんですけども、令和元年度から4年度にかけてそういう事務ができていなかった。5年度からは業務委託しているので適正に処理されています。 その間の担当者が変わってたんですけども、その中での引き継ぎであったり、承知をしていたけども、やはり事務量が溜まって行って、手をつけられないような状態になってたという…
委員	私、実際にあつたんですけど、前の保険証でかかってて、医療費を返してくださいと言われて支払って、それでこっち側に請求したってこともあるんです。
事務局	それがこの2番ですよ。そういう事務も30年度までしてました。例えば保険者間がOKだったら保険者間で7割、それが一番本人さんの手をわずらわせないの。元年度から4年度にかけてそういうことを全くしてませんでした、というのがこれです。 で、時効にかかります、本人さんには請求できますけども、本人さんが7割を新しい保険者に請求できません、ということの中で、町の事務の怠慢で本人さんに請求することができないというところで、この200万余りについては、権利を放棄させていただきたいと。
委員	今後はないってことですよ。
事務局	ないです。
委員	保険者同士が一番個人には負担がないけど。一番確実に返ってくるのは、クルッと個人からこうしたほうが一番いいのかなと思って。ごめんなさい。
事務局	時効を迎えていない分につきましては、そうさせていただきます。今回の処理でも時効が成立してない分については、そういう処理もしました。保険者間での調整というのもします。
委員	で、0になってますね。はい。
会長	今後こういう事案が発生しないようにね。この1月2日にあつた羽田のヒューマンエラーとか事故がありましたよね。航空機の自衛隊との。ああいうものも、画面表示でエラー表示というかな。その所属上長も、そういうものが未処理でまだきちんと処理でき

	<p>てないというものがあれば、エラー表示でね、何かでチェックできる形のものになるだろうというふうに私は聞いておりますから、そういうチェック機能が仮にその担当者がズボラしていても、そこの上司が画面の中で、こういうものができてないですよというのが、今後は防止できるように聞いておりますが、そうですね。</p> <p>それが国保連合会との連携で、そちらのほうから、もしできてない分があれば、これもできてないですよという通知なり、案内が来るということで、今後の再発防止に繋げていただければなと考えます。</p> <p>先ほど申し上げましたが、皆さんの大切な税金から損失を出すわけですから、今後こういうことが二度と起きないように、町としてもしっかりとチェック機能を働かしてやっていただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>その他ありますか。</p> <p>なかなか納得いかないところがあるかと思ひますが、それではこれで議事を終わらせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次回の予定としましては、5月に保険税の本算定ということで、実際に保険税率を決める際にまたお集まりいただく予定にしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>今日はどうもありがとうございました。</p>
閉会	午後5時8分